

楽曲制作および配信代行サービス利用契約書

(AI生成楽曲に関する特約を含む)

Dezait（以下「甲」という。）と、本契約に同意して本サービスを申し込む契約者（以下「乙」という。）とは、甲が提供する楽曲制作サービスおよび楽曲配信代行サービスの利用に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本サービスは、生成AI（音楽生成AIサービス「Suno」等を含む。）を用いて楽曲を制作するものであり、その性質上、著作権の帰属・保護に関して通常の楽曲制作とは異なる重要な制約が存在する。乙は、第3条および第4条に定める事項を十分に理解し、これに同意したうえで本契約を締結するものとする。

第1条（目的および定義）

1 本契約は、甲が乙に対して提供する次の各号のサービス（以下総称して「本サービス」という。）の内容および利用条件を定めることを目的とする。

- 楽曲制作サービス：甲が生成AIを用いて、乙の依頼に基づく楽曲（以下「本楽曲」という。）およびそのジャケット画像（以下「本ジャケット」という。）を制作し、音源データおよび画像データを乙に引き渡すサービス。
- 配信代行サービス：甲が管理する配信事業者（DistroKid等）のアカウントを通じて、本楽曲を各種音楽配信プラットフォームへ登録・配信する代行サービス（以下「配信サービス」という）。配信サービスは乙が任意に選択するオプションとする。

2 本契約において「生成AI」とは、入力された指示等に基づき楽曲その他のコンテンツを自動生成するソフトウェアまたはサービスをいう。

3 本契約において「配信事業者」とは、甲が本楽曲の配信に利用する第三者の音楽ディストリビューションサービスをいう。

第2条（楽曲制作）

1 甲は、乙の依頼内容に基づき、生成AIを用いて本楽曲を1曲制作し、合意した形式の音源データにより乙に引き渡す。あわせて、甲は生成AIを用いて本ジャケットを制作し、画像データにより乙に引き渡す。

2 本楽曲の制作にあたり、乙は甲に対し、希望するイメージ、用途、参考曲その他必要な情報を提供するものとする。

3 生成AIの特性上、乙の希望に完全に合致する楽曲が生成される保証はない。甲は、商業的に通常期待される水準で誠実に制作を行うが、特定の作風・品質・完成度を保証するものではない。

4 本楽曲および本ジャケットの修正対応は、それぞれ2回までを第6条に定める楽曲制作料の範囲内で行う。3回目以降の修正は、甲が別途見積もる追加費用を乙が支払うことを条件として対応する。

5 本ジャケットの権利関係および利用条件については、第3条および第4条の規定を準用する。

第3条（権利関係およびAI生成楽曲に関する重要事項）

乙は、本条の各事項が本契約の核心的な前提であることを確認し、これに同意する。

1 本楽曲は生成AIにより制作されるものであり、現行法上、生成AIにより生成された楽曲には著作権が成立しない、または著作権による保護が及ばない可能性が高いことを、乙はあらかじめ了承する。

2 甲が乙に対して付与するのは、本楽曲の著作権そのものの譲渡ではなく、第4条に定める範囲での利用を許諾するものである。乙は本楽曲の著作権者となるものではない。

3 本楽曲は乙に対して独占的に提供されるものではない。甲は、同一または類似の楽曲を第三者に提供し、または自ら利用することを妨げられない。乙は、本楽曲につき独占権・排他的利用権を有しないことを了承する。

4 前項の結果として、本楽曲と同一または類似の楽曲が第三者によって利用される可能性があり、乙はこれに対して法的に差止め・損害賠償等を請求できない場合があることを了承する。

5 甲が本楽曲の制作に利用する生成AIサービスの利用規約は、当該サービス提供者により随時変更される可能性がある。当該規約の変更により、本楽曲の商用利用または配信の継続が制限される場合があり、これにより本サービスの全部または一部の提供が困難となる可能性があることを、乙は了承する。

6 本楽曲の制作に利用した生成AIサービスの学習データ等に関して第三者との間で紛争（訴訟を含む。）が生じ、またはその結果により本楽曲の利用に制約が生じた場合であっても、甲は乙に対しその責任を負わないものとする。

第4条（本楽曲の利用許諾の範囲）

1 乙は、本楽曲を、乙自身またはその事業に関する次の各号の目的に限り利用することができる。

(1) 乙の事業に関する広告・宣伝（PR）、販売促進その他のプロモーション。

(2) 乙が運営するSNSアカウントその他のウェブ媒体における利用。

(3) 前各号に付随する範囲での店舗内・イベント等における利用。

2 乙は、本楽曲を第三者に再許諾し、譲渡し、貸与し、または転売してはならない。

3 乙は、本楽曲を配信プラットフォーム等に独自にアップロードし、または収益化（音源販売・ストリーミング配信による収益受領を含む。）してはならない。本楽曲の配信は第5条に定める甲の配信サービスによってのみ行うものとする。

4 乙は、本楽曲の著作権者であると第三者に表示し、または本楽曲を自己の著作物として登録・主張してはならない。

第5条（配信代行サービス）

1 配信サービスは、乙が申し込んだ場合に限り提供する。

- 2 本楽曲は、甲が管理する配信事業者のアカウントを通じ、甲が管理する固定のアーティスト名「FYNK」により配信される。配信は乙名義では行われず、また乙が任意のアーティスト名を指定することはできないことを、乙はあらかじめ了承する。
- 3 本楽曲の配信により各配信プラットフォームから生じる再生回数に基づく収益（ストリーミング収益等）は、その全額が甲に帰属する。乙はこれに対していかなる請求権も有しない。
- 4 配信先プラットフォームの種類・数は配信事業者および各プラットフォームの仕様により定まり、甲は特定のプラットフォームへの掲載を保証しない。各プラットフォームの審査等により本楽曲が掲載されず、または掲載後に削除される場合がある。
- 5 AI生成楽曲については、配信事業者または配信プラットフォームの方針により、配信が拒否され、または停止される場合がある。これにより配信サービスの提供が困難となった場合、甲は乙に対し責任を負わない。ただし、この場合の取扱い第7条第4項による。
- 6 乙が第6条に定める配信サービス利用料の支払を停止し、または本契約に基づく配信サービスが終了した場合、甲は本楽曲を各配信プラットフォームから取り下げる。これにより本楽曲は配信プラットフォーム上で再生・視聴できなくなる。

第6条（料金および支払方法）

- 1 本サービスの料金は、次のとおりとする（消費税の取扱いは別途甲が定める。）。

項目	料金	備考
楽曲制作料	1曲 40,000円 (ジャケット画像込み)	楽曲・ジャケットの制作およびデータ引渡しまで。修正は各2回まで無料（3回目以降は追加費用）。第3条の制約を前提とする。
配信サービス利用料	年額 12,000円 (1年前払い)	オプション。前払い。第5条の配信を継続するための料金。

- 2 楽曲制作料は、本楽曲の制作着手前または引渡し時に、甲の指定する方法により一括で支払うものとする。
- 3 配信サービス利用料は年額の前払いとし、甲の指定するオンライン決済手段を通じて継続的に支払うものとする。
- 4 いったん支払われた料金は、本契約に別段の定めがある場合を除き、理由のいかんを問わず返金しない。
- 5 乙が配信サービス利用料の支払を遅滞した場合、甲は催告を要せず配信サービスの提供を停止し、または本楽曲を配信プラットフォームから取り下げることができる。

第7条（契約期間および解約）

- 1 楽曲制作サービスは、本楽曲の引渡しをもって完了する。

2 配信サービスの契約期間は、利用開始日から起算して1年間とし、期間満了の前日までに乙から解約の申出がない限り、同一条件で自動的に更新される。

3 乙は、次回更新日の前日までに甲の指定する方法で通知することにより、配信サービスを解約することができる。解約の効力は当該支払サイクルの満了をもって生じ、既に支払われた利用料は返金しない。

4 甲は、生成AIサービスもしくは配信事業者の規約変更、サービス終了その他甲の責めに帰さない事由により本サービスの提供が困難となった場合、乙に通知のうえ本サービスの全部または一部を終了することができる。この場合、甲は前払を受けた配信サービス利用料のうち未経過期間に相当する額を日割りにより返金する。ただし、楽曲制作料は返金しない。

5 甲または乙が本契約に違反し、相当の期間を定めた催告後も是正されない場合、相手方は本契約を解除することができる。

第8条（禁止事項）

乙は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) 第4条に定める利用範囲を超えて本楽曲を利用する行為。
- (2) 本楽曲を公序良俗に反する目的、違法な目的または第三者の権利を侵害する目的で利用する行為。
- (3) 本楽曲を改変し、第三者の楽曲と誤認させ、または他者を誹謗中傷する目的で利用する行為。
- (4) 甲または配信事業者、配信プラットフォームの信用を毀損する行為。
- (5) 前各号のほか、本契約の趣旨に反する行為。

第9条（免責および責任の制限）

1 甲は、本楽曲の著作権の成立・保護、独占性、配信の継続、再生回数・収益その他の成果について、一切保証しない。

2 本サービスに関して甲が乙に対して負う損害賠償責任は、甲の故意または重過失による場合を除き、乙が当該損害発生の直接の原因となった取引につき甲に現実に支払った金額を上限とする。

3 甲は、乙が本楽曲を利用したことにより乙または第三者に生じた損害について、甲の故意または重過失による場合を除き、責任を負わない。

4 第三者が本楽曲と同一または類似の楽曲を利用したことにより乙に生じた不利益について、甲は責任を負わない。

第10条（秘密保持および個人情報）

1 甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の業務上・営業上の秘密を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲は、本サービスの提供に必要な範囲で乙の情報を取り扱い、関係法令に従いこれを適切に管理する。

第11条（反社会的勢力の排除）

1 甲および乙は、自己が暴力団その他の反社会的勢力に該当せず、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

2 甲または乙は、相手方が前項に違反したと認めた場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

第12条（協議・管轄・準拠法）

1 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議のうえ解決する。

2 本契約に関して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

3 本契約は日本法を準拠法とする。

本契約は、乙が甲の申込画面において本契約の内容に同意する意思表示（同意欄へのチェック）を行い、所定の方法により料金の支払手続を完了した時点で成立する。本契約の成立に記名押印は要しない。

甲は、契約成立後、乙に対し電子メールにより契約成立の事実を通知する。甲および乙は、当該電子メール、申込内容および決済記録その他の電磁的記録をもって本契約締結の証とし、各自その記録を保有する。

甲（事業者）：Dezait（デザイト） 代表者：黒川 隆彰

乙（利用者）：本サービスの申込手続を行い、上記の方法により本契約に同意した申込者